

端末設備等規則の改正

背景

IoT機器のセキュリティ対策に関する省令(端末設備等規則)を施行して5年が経過したことを踏まえ、内容の妥当性(NOTICEによる調査結果との比較等)を検証し、より実効性のある内容を強制規格として規定すべきかどうか等について検討し、検討結果を踏まえ所要の改正を行うもの。

併せて、下記内容のうち「ファームウェアの更新機能」及び「不要なインタフェースへの物理/論理アクセスに関する機能」については、告示でそれぞれの詳細を規定することとする。

改正内容

機能	現行規定	改正規定
アクセス制御の際に使用するID/パスワードの設定機能	<どちらか1つを実装すること> ① 当初より端末機器毎に一意のID/パスワードが付されていること ② 当初より設定されているID/パスワードの少なくとも1つの変更をユーザに促す機能	<左欄①、②のどちらか1つを実装することに変更なし> デフォルトID/パスワードの設定及び当該ID/パスワードからの変更にあって「第三者から容易に推測されない」ものを設定・変更するよう技術基準に規定 左欄②は、「変更を促す」ではなく、「変更させる」ことを求める
ファームウェアの更新機能	ファームウェアの更新が可能であること	ファームウェアの更新にあたって求める具体的な機能を告示で定める
不要なインタフェースへの物理/論理アクセスに関する機能	規定なし	不要なインタフェースに対して講じる措置を告示で定める
経過措置	省令の施行の際、既に技適を取得している端末設備に対しては、改めて技適を取得することを求めない(経過措置)	引き続き経過措置を設ける